

2 0 2 6 年 度

事 業 計 画 書

自 2 0 2 6 年 4 月 1 日

至 2 0 2 7 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 産業雇用安定センター

2026年度事業計画書

2026年度における公益財団法人産業雇用安定センターの事業計画は次のとおりとする。

事 項	事 業 内 容
<p>はじめに</p> <p>I 出向・移籍等支援事業 (公益目的事業会計)</p>	<p>産業雇用安定センター（以下「ジョブ産雇」という。）は、「失業なき労働移動」の実現を図ることを目的として、1987年3月に設立されて以来、雇用のセーフティネットの一翼を担う専門機関として、業種・地域・企業系列を超えた企業間の出向・移籍支援事業を推進し、これまで約27万人の支援実績を有している。</p> <p>政府の「働き方改革実行計画」（2017年3月決定）においては、雇用吸収力や付加価値の高い産業への転職・再就職を支援することは、国全体の労働参加率や生産性の向上につながるため、官民一体となって、転職・再就職者の採用機会を広げる方策に取り組む必要があり、ジョブ産雇については中小企業団体等と連携し、マッチング機能を強化することとされている。</p> <p>これらを踏まえ、ジョブ産雇は今後の経済・雇用情勢の変化に的確に対応し、労働力の産業間、企業間、地域間における移動の円滑化を支援して失業なき労働移動をより一層推進するため、2025年度を初年度とする第3次中期計画を策定しており、2026年度においては第3次中期計画の二年度目として業務の更なる推進を図るため、次のとおり事業計画を定め、着実な取り組みを行うこととする。</p> <p>2026年2月発表の月例経済報告によると「景気は、米国の通商政策による影響が残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。更には、中東地域をめぐる情勢の影響にも注意は必要である。</p> <p>このため、ジョブ産雇においては、国内外の経済の動向や、産業構造の変化、雇用調整等の情報を的確に把握し、出向・移籍等による労働力移動に関する情報の収集、提供及び相談並びに斡旋等を行う。</p> <p>なお、能登半島地震の雇用への影響に引き続き留意し、人材情報の収集、提供等に努め、出向の促進に取り組む。</p> <p>特に、キャリア人材バンク事業について、少子高齢化が進展する中、生涯現役社会の実現に向けて、働き手としての高齢者の活用のニーズがさらに高まっていることに加え、高齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会の確保のために講ずるべき措置が事業主の努力義</p>

事 項	事 業 内 容
1 相談・斡旋事業	<p>務となったことを受け、高年齢者の雇用確保を促進するため、更なる機能強化を図るほか、支援対象者のセカンドキャリアを見据えた丁寧なマッチングを行う。</p> <p>さらに、人材育成型出向等（キャリア・ステップアップ型出向、人材育成・交流型出向）の支援業務についても、昨年度に引き続き、更なる推進を図る。</p> <p>(1) 出向・移籍等対象労働者に対する支援</p> <p>出向・移籍等対象労働者が早期に出向・移籍できるよう、出向等支援協力員による相談の充実を図ることにより、出向・移籍等支援業務の質的向上に努める。</p> <p>特に支援が必要な出向・移籍等対象労働者に対しては、出向・移籍支援コーディネーターによるキャリアコンサルティング、講習等のほか必要に応じて委託訓練を実施し、より円滑かつ効果的な相談・斡旋に努める。</p> <p>また、キャリア人材バンク事業においては、関係機関との連携協力を一層強化することに加え、主に大企業を定年や継続雇用契約期間終了により退職する高年齢者がキャリア人材バンクに登録するルートを開拓・拡大することにより、登録促進に努める。</p> <p>さらに、企業間の人材移動を円滑に推進するため、出向等説明会、人材移動推進情報交換会議、人材受入面接会などを開催する。</p> <p>これらにより、受入企業の要望を踏まえつつ、出向・移籍等対象労働者に対して的確な情報提供を行う中で、送出（求職）側、受入（求人）側双方に条件緩和等の要請を行いつつ、成立（就職）に向けてきめ細やかな支援に努め、マッチングの向上を図る。</p> <p>なお、出向・移籍等対象労働者との相談にあたっては、Webを活用して面談するなど、対象者の負担に留意しながら取り組むこととする。</p> <p>そのほか、業務推進の効率化を図るため、業務の実施方法の改善、工夫に努める。</p> <p>(2) 担当職員への業務研修の実施</p> <p>① 新任出向等支援協力員は、採用時直後から各所属事務所内で、OJTに加え業務の基礎知識をビデオ学習する。その後の集合研修で、ビデオ学習での疑問解消やカウンセリング技法等を学習することで、研修成果の深化による即戦力化に努める。さらに、採用後、一年を目途にブロック毎のフォローアップ研修にて業務知識、技法の定着を図ると共に、近隣事務所との連携を促す。</p> <p>② 階層別に特化した研修や、キャリアコンサルティングの技能向上を目的とした研修を実施し、組織力の強化を図る。さらに職員が主体的に業務知識や業務ノウハウを学べるネット動画配信を展開し、職員の業務スキルの底上げを行う。</p>

事 項	事 業 内 容
2 情報収集事業	<p>(1) 人材情報の収集、確保 受入・送出情報、収集、確保のため、以下の取り組みを行う。</p> <p>①企業の構造改革による雇用調整や、生産調整による出向等の労働移動のニーズに対して迅速かつ的確に対応するため、最新の企業情報データ等や弁護士、公認会計士及び金融機関等からの情報に基づき、事業所訪問を実施することとする。</p> <p>②専門人材の活用に資するため、高度人材に係る企業のニーズ、事業承継にあたっての人材に関する情報等の収集に努める。</p> <p>③キャリア人材バンク事業の登録者数の増加に伴い、受入事業所に対して、高齢者に適した業務の切り出しを働きかけるなど、キャリア人材バンク登録者の希望する受入情報の確保に努める。</p> <p>(2) 関係団体等との連携</p> <p>①行政機関等との連携 労働局・ハローワークとの連携を一層強化するほか、雇用調整を予定する事業所情報の迅速な把握等を図るため、職業安定機関等との情報交換会議を開催するとともに、ハローワークを利用する高年齢の求職者にキャリア人材バンクの利用を勧奨するなどの協力を得られるよう努める。</p> <p>さらに、地方自治体が行う雇用関係の施策に対して積極的に協力するとともに、地方自治体の会計年度任用職員等の採用や退職にあたっては、ジョブ産雇の活用をはたらきかける。</p> <p>②経済団体・労働団体等との連携 経済団体、業界団体、労働団体に対しては、定期的・継続的な訪問を通じて連携を強め、ジョブ産雇の事業に対する一層の理解と協力を求める。さらに、関係団体等との更なる連携の拡充・強化を図るため、連携協定の締結を進める。また、経済団体との情報交換会議等を開催し、積極的な情報交換に努める。特に主要な商工会議所と連携協定の締結を推進し、実効性のある協働ができるよう努める。</p> <p>③金融機関等との連携 金融機関との連携を一層強化することにより、企業の人材送出・受入情報の把握に努めることにより、円滑なマッチングを図る。</p> <p>④弁護士会、社会保険労務士会等との連携 企業が破産する場合、裁判所に対する破産手続き申し立て前後に、弁護士から事業主に対してジョブ産雇の利用の勧奨をしてもらうよう都道府県弁護士会等を通じて個々の弁護士にジョブ産雇の事業の理解と協力</p>

事 項	事 業 内 容
	<p>が得られるように努める。</p> <p>公認会計士、社会保険労務士が顧問企業からの離職や求人に係る人材情報がある場合にジョブ産雇の利用を勧奨してもらうよう、日本公認会計士協会、都道府県社会保険労務士会を通じて個々の公認会計士、社会保険労務士にジョブ産雇の事業の理解と協力が得られるよう努める。2025年度においては全国社会保険労務士会連合会との連携協力に係る協定を新たに締結しており、一層の連携協力を努める。</p> <p>(3) 企業のニーズの把握</p> <p>出向・移籍問題懇談会を開催し、企業との意見交換等を通して、出向・移籍支援業務等に関するニーズの把握に努める。</p> <p>また、事業所訪問や関係団体、金融機関等との連携を通じて企業が抱える雇用に関する課題や労働力の需給に関するニーズの把握を行うほか、さらに適宜、人材に関するウェブ調査を行い、職業安定機関等との連携を通じて地域の経済・雇用情勢に関する状況把握をするなどして、労働市場情報の収集・分析を積極的に実施する。</p> <p>(4) 情報システムの運用管理</p> <p>DX、AI等のIT系の技術は日々進歩している。ジョブ産雇においても、それらの新しい技術を使用した業務効率化を進めるために、IT系システムの見直しが必要である。また、巧妙化してきたサイバー攻撃による個人情報、秘密情報保護への対応もますます重要になってきている。こうした環境の元で出向・移籍支援業務をより充実させるべく、システムや運用の改善に取り組んでいく。</p> <p>①出向・移籍総合支援システムの円滑な運用管理</p> <p>出向・移籍等支援業務の効果的運用を図るとともに、ジョブ産雇を利用する企業・支援対象者への支援機能の充実強化、利便性の向上を図るため、出向・移籍総合支援システムの円滑な運用管理を行っていく。</p> <p>また、AI機能、ハローワークの求人票の自動取り込みなどの機能をはじめシステム全体の安定的、効果的な運用に努めるとともに、モバイル端末（タブレット端末含）の有効活用やAIマッチング機能、マイページ等の積極活用による大規模かつ広範な雇用調整事案への地方事業所間の機動的な支援体制を継続していく。</p> <p>②事務系IT環境の整備</p> <p>職員が事務用として使用するオフィスツール、グループウェア等の見直しにより、職員への利便性向上を図る。また、地方事務所にて、業務スペースの効率的な利用及び業務効率の更なる向上を目的としてフリーアドレス化を進め、かつ、データアクセス環境の整備</p>

事 項	事 業 内 容
3 セミナー事業	<p>としてWi-Fi環境の拡大を図る。</p> <p>③デジタル化推進 ペーパーレス化・デジタル化・クラウド化等の最新の動向について調査を実施し、導入に向けた検討を行う。</p> <p>④AI活用に向けた取り組み 業務効率化、生産性の向上を目的としたAIの活用方法、AIを利用する場合のルールを作成し、それに基づいた展開を開始する。</p> <p>セミナー事業を通じて企業との間で密接な信頼関係を構築することは、出向・移籍等支援業務との相乗効果が期待できるものである。事業所訪問を通じ、経営上の課題や、労務管理、コンプライアンス等の課題等を把握し、その解決方法の方策の一つとしてセミナーの有効性について提案するなど、戦略的なセミナー事業の獲得を行うこととする。その際、開催は対面式を基本とするが、WEB方式を併用しつつ、「人事労務管理セミナー」、「キャリアデザインセミナー」、「再就職支援セミナー」及び「企業間交流セミナー」等の「Sankōセミナー」を積極的に開催する。また、無料のセミナー（フォーラム）を随時開催する。</p>
4 認知度向上事業	<p>ジョブ産雇の社会的役割、事業内容を広く周知し、ジョブ産雇に対する認識を深めてもらうとともに、ジョブ産雇の利用促進を図るため、広報誌の発行を中心に次のとおり積極的な広報活動を推進する。</p> <p>(1) 事業主、関係事業主団体、賛助会員等を対象に毎月発行している広報誌「かけはし」については、2025年5月号から実施した誌面刷新を踏まえ、購読者にとって興味深く、かつ読みやすい内容の充実を図り、ジョブ産雇の実施する事業に対する理解促進及び情報発信力の強化に取り組む。</p> <p>(2) 2025年度より本格的に運用を開始した「愛称：ジョブ産雇」、「公式キャラクター：サイジョブさん」及び「キャッチフレーズ：きっとみつかる いい人、いい仕事」を使用し、事業主及び事業主団体等の広報媒体の活用やイベント等への出展を通じた積極的な広報活動を推進する。</p> <p>(3) ジョブ産雇の発する各種情報がより広く認知され、ジョブ産雇が一層利用されるよう、ホームページのリニューアルに着手し、年度末を目途に公開する。</p>
5 40周年記念事業	<p>ジョブ産雇は、2027年3月12日をもって設立40周年を迎える。これを機に、ジョブ産雇の果たす役割を一層産業界に広く周知するためにシンポジウムを開催する。</p>

事 項	事 業 内 容
<p>II 法人管理 (法人会計)</p> <p>1 諸会議の開催</p> <p>2 公益法人制度への対応</p> <p>3 賛助会員の拡大</p> <p>4 個人情報の適正な管理体制の充実</p>	<p>併せて、関係者への感謝と敬意を表するため記念誌を発行する。また、「シニアの職業に関するガイドブック」(仮称)を発行する。</p> <p>ジョブ産雇の事業に関する重要事項を審議、決定するため、評議員会、理事会、幹部会を開催する。 また、ジョブ産雇の業務を適切、円滑に実施するため、運営方針等の徹底を図る全国所長会議をはじめ、雇用動向その他事業環境の変化に応じ、必要な会議を適宜開催する。</p> <p>公益認定等委員会、監査法人などから情報収集を行い、必要となる対応を進める。</p> <p>ジョブ産雇の組織・事業基盤の充実を図るため、会員確保に対する取組方法及び会員サポート体制の見直し等を行い、新規会員企業の開拓に努め、ジョブ産雇の事業目的に賛同いただける賛助会員の維持拡大を図る。</p> <p>機密の保持と個人情報の適切な保護を図ることは、企業間の出向・移籍の支援事業を行うジョブ産雇にとって、事業遂行上の根幹的な責務であり、基本となるものである。</p> <p>(1) 体制の整備 改正個人情報保護法に則った規程に基づき、引き続き個人情報保護の適正な管理・監査体制を構築し、予期せぬ様々な事態にも、迅速・適切に対処できる手続き・組織体制を整備する。</p> <p>(2) 意識改革 職員の個人情報保護への意識改革を進めるために、職員研修やビデオ教材の配信・日常業務・会議等、様々な機会を通じた職員への啓発、指導を継続的に実施する。</p>

事 項	事 業 内 容